

後期高齢者医療制度がはじまります

平成 20・21年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度は
来年4月から始まります

平 成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります。）

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

保険料の仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料（1割）と、国や道、市町村からの公費（約5割）現役世代からの支援金（約4割）で構成されます。

保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する。被保険者均等割額以下「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

保険料率は？

個人の保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます【表1】。基本的には、道内で均一ですが、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。

当町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3、14

3円、所得割率が9・63%です。

これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料率例で決まったものです。

保険料の軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます【表2】。

また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2、100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害

後期高齢者医療制度の主なポイント

被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。

被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。

医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。

医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

